

2018年（平成30年）3月15日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会  
会長 小原正敏

## 勸告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勸告いたします。

### 第1 勸告の趣旨

今後、がん患者については精密検査を行い、対症療法以外の治療法も検討した上、大阪拘置所にて治療のできないがん患者への対応については、速やかに医療刑務所に移送し、抗がん剤の投与等の適切な医療措置を講ずるよう、勸告する。

### 第2 勸告の理由

#### 1 認定した事実

- (1) 申立人は、2013年（平成25年）6月11日に、大阪拘置所にて、食道がんと診断された。
- (2) 大阪拘置所は、診断当時、申立人が手術適応にないことから、医療上、必要と判断される緩和ケアや対症療法を行うことを相当と判断し、同年12月17日に申立人を大阪医療刑務所に移送するまでの間、当該措置を実施した。申立人は、かかる大阪拘置所の措置に不満を持っていた。なお、抗がん剤治療や放射線治療では患者の全身管理等が必要となるところ、同拘置所では、終日の全身管理が行えないことなどから、これらの治療の実施は困難である。
- (3) 大阪医療刑務所は、同年12月17日の移送直後の申立人の食道がんの進行度について、**StageIVB**と判断し、化学療法あるいは放射線療法が適応となるところ、多発性肺転移の存在と全身状態を勘案し、抗がん剤の投与という化学療法を選択し、申立人の全身状態が改善した2014年（平成26年）1月21日より抗がん剤投与を開始した。
- (4) 当会は、大阪拘置所に対し、2015年（平成27年）11月16日付照会書において、食道がん発覚後、速やかに申立人を医療刑務所へ移送の

うえ抗がん剤治療等を開始することを選択しなかった理由について質問をしたものの、これに対する大阪拘置所からの回答はない。

(5) 申立人は、2006年（平成18年）に死刑判決が確定しており、再審請求を行っていた。

また、申立人は、2014年（平成26年）5月15日に食道がんにより死亡した。

## 2 当会の判断

(1) すべての国民が、自らの健康を保持し生命を維持するために、必要かつ適切な医療を受ける権利を有することは、憲法13条及び25条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）12条1項（「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」）などによって、明らかである。刑事施設に収容されている者であっても、この点で一般国民と異なる取扱いが許されるものではない。市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）10条1項が、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われる」ことを規定している以上、被収容者も医療を受ける権利を有することは明らかである。刑事施設においては、被収容者の健康を保持するため、社会一般の医療の水準に照らし適切な医療上の措置を講ずべきものとされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律56条）のも、この趣旨である。

刑事施設たる大阪拘置所は、申立人の食道がんが手術適応の状態になかったことを理由に、緩和ケアや対症療法を行うことと判断した旨を回答するが、手術適応の状態にないことから直ちに、約半年にもわたって緩和ケアや対症療法のみを行うことが社会一般の医療の水準に照らして適切ということとはできない。

(2) 抗がん剤治療等についても当然、検討されるべきところ、大阪医療刑務所は、様々な事情を勘案したうえで抗がん剤の投与が適切と判断し、申立人の全身状態が改善した2014年（平成26年）1月21日より抗がん剤投与を開始している。

(3) このような大阪医療刑務所の判断や対応等に鑑みると、申立人の食道がんが発覚した2013年（平成25年）6月11日の時点で、大阪拘置所においても、精密検査を実施し、対症療法以外の抗がん剤治療等が検討されてしかるべきであり、終日の全身管理が必要となる治療を実施することが困難な同所としては、特段の事情がない限り、速やかに抗がん剤治療等の医療措置を講じるために早期に医療刑務所への移送を実施すべき

であった。

当会は、2015年（平成27年）11月16日付照会書にて、食道がん発覚後、速やかに抗がん剤治療等を開始することを検討のうえ、早期に申立人を医療刑務所へ移送して抗がん剤治療等を開始することを選択しなかった理由について質問をしているところ、大阪拘置所において、その合理的理由があるのであれば、当該理由について容易に回答し得るはずであるにもかかわらず、全く回答がないという状況に照らせば、本件では、上記の特段の事情は存しなかったものといわざるを得ない。

(4)したがって、大阪拘置所が、食道がん発覚後、速やかに申立人を医療刑務所へ移送することなく、約半年にもわたって緩和ケアや対症療法のみで終始したことは、被収容者の病状に対する適切な処置を欠くものであり、社会一般の医療の水準に照らし適切な医療の措置を講ずることを怠ったものと判断し、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以上